

提言Ⅲ
**児童虐待の未然防止、早期発見、
再発防止に関する提言**

提言Ⅲ 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に関する提言

現在、全国的に虐待の相談対応件数が増加しているが、特に東京都では5年前と比較して対応件数が倍増しているなど、その傾向は顕著である。また、その内容についても深刻化している。このような状況を打破するために、下記要望事項について早急に取り組んでいただきたい。

要 望 事 項

1 地域における子育て支援機能の強化について

- 1) 子ども家庭支援センターのこれまでの取り組みを詳細に振り返るとともに機能強化を図り、専門知識と経験を持った職員を増配置すること（都として実施している先駆型子ども家庭支援センター事業や虐待対応コーディネーター、虐待対応ワーカーの配置を推進し、機能強化を進めること）。
- 2) 児童相談所の児童福祉司を実態に見合った配置とするとともに専門職として採用し、専門性と経験を担保すること。
- 3) 児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設に地域の子育て支援の拠点となる機能を付置し、より地域に密着した支援体制を整えること。
- 4) 平成24年9月に東京都児童福祉審議会から提出された提言に記載されている事項に対して、具体的な目標計画を定め着実に進捗をしていくこと。また、健康群が未然防止ゾーンに移行しないための支援も検討し実施すること。
- 5) 地域で活動をしている「虐待未然防止に資する活動を行う団体」の支援をすること。

2 既に虐待の被害を受けた児童及び加害をしてしまった保護者への支援の充実について

- 1) 既に施設等への入所措置や養育家庭への委託措置を受けている児童、施設、及び加害者である保護者への支援を充実させること。
- 2) 家庭復帰をした際に再度虐待の被害にあうことがないように、措置（委託）解除後の実効性のある家族再統合プログラムをつくり支援の充実を図ること。

提言Ⅲ－1 地域における子育て支援機能の強化について

厚生労働省の報告によると、平成23年度の児童相談所での虐待相談対応件数は速報値で59,862件と過去最多を更新している【図表1】。また、東京では児童相談センターの報告によると、区市町村（子ども家庭支援センター等）で対応した虐待対応件数は前年度に比べて減少しているものの依然増加傾向にあることが見て取れ、東京都（児童相談所）で対応した虐待対応件数は増加し、過去最多を更新している【図表2】。

以上のことから、全国的にも東京都としても児童相談件数、虐待対応件数ともに増加傾向にあることが明らかである。

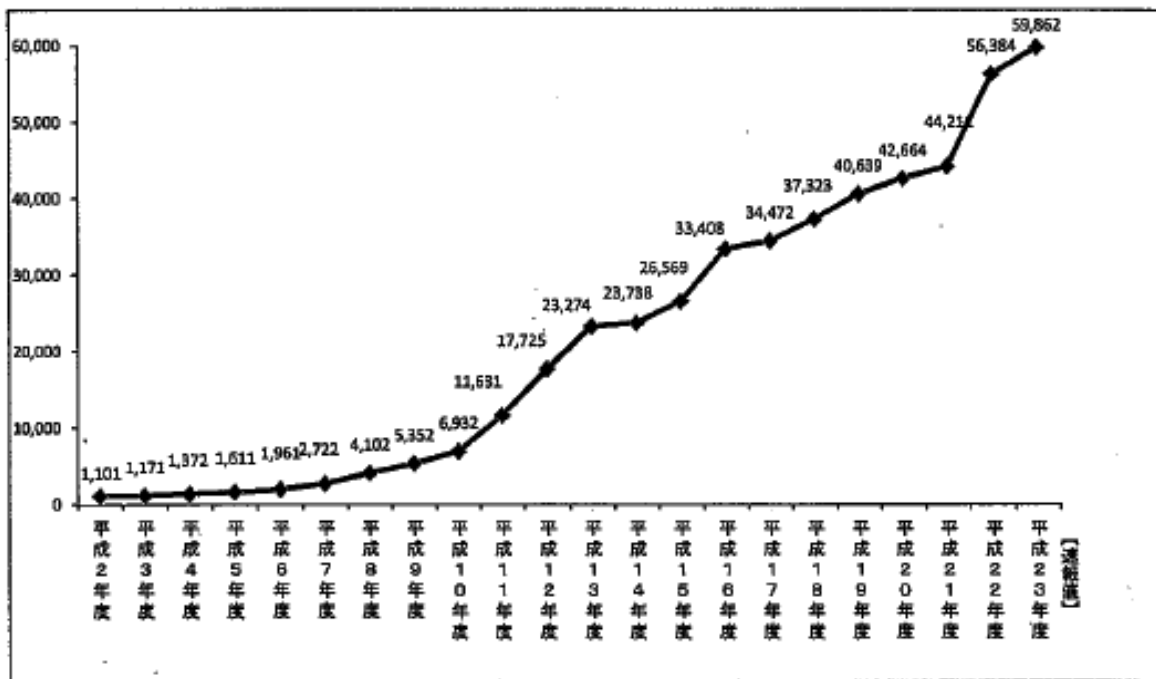
さらに、東京における虐待対応においては、28条による措置（施設等入所に際し保護者の同意が得られないケース）や、一時保護や施設入所につながるケースが増えるなど、ケースの重篤化、深刻化が進んでいる【図表3～5】。

これに対し、東京都では全11児童相談所に189名の児童福祉司を配置しているが、上記理由から全てのケースに対し十分な対応ができていないといえない。

また、東京都では子ども家庭支援センターを各区市町村に置き、区市町村レベルでの子育て家庭支援を行っており、虐待通告などの第一義的窓口は子ども家庭支援センターとなっているが、子ども家庭支援センターについても上記同様、十分な対応ができていないといえない。

【図表1】

注:1) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。
 2) 平成23年度(速報値)の対前年比は、参考2に掲載。



【参考2】 対前年度(平成22年度)との比較について

平成22年度の件数は、福島県を除く集計のため、平成23年度(速報値)の件数から福島県を除く数値と比較した結果を参考として掲載いたします。

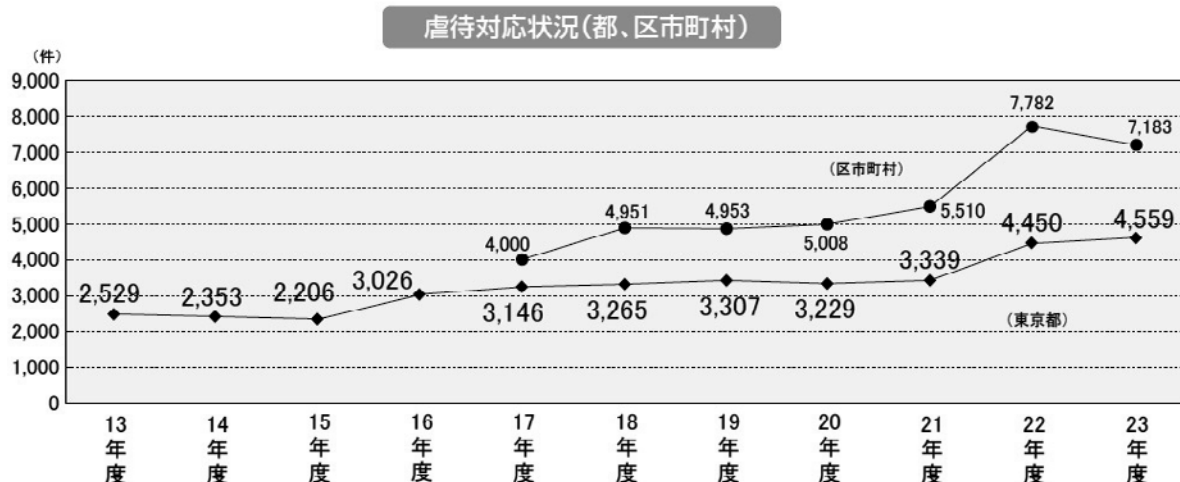
年度	平成22年度	平成23年度(速報値)	対平成22年度比	
			増減数	増減率
件数	56,384	59,603	3,219	105.7%

【出典】平成24年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料(平成24年7月26日開催)

【図表2】

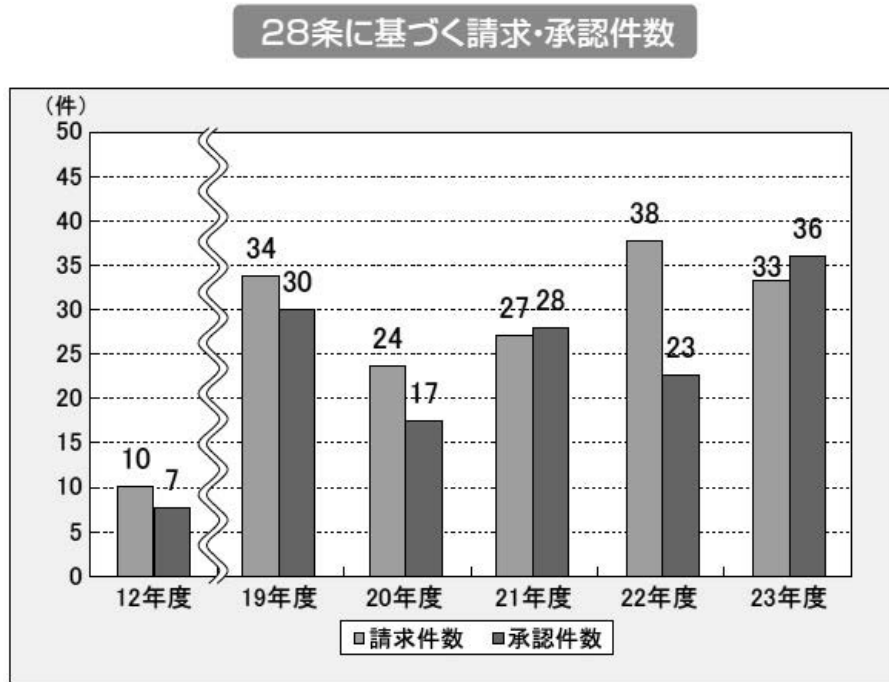
虐待相談に関するデータ

(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)



【出典】みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし(2012年版)

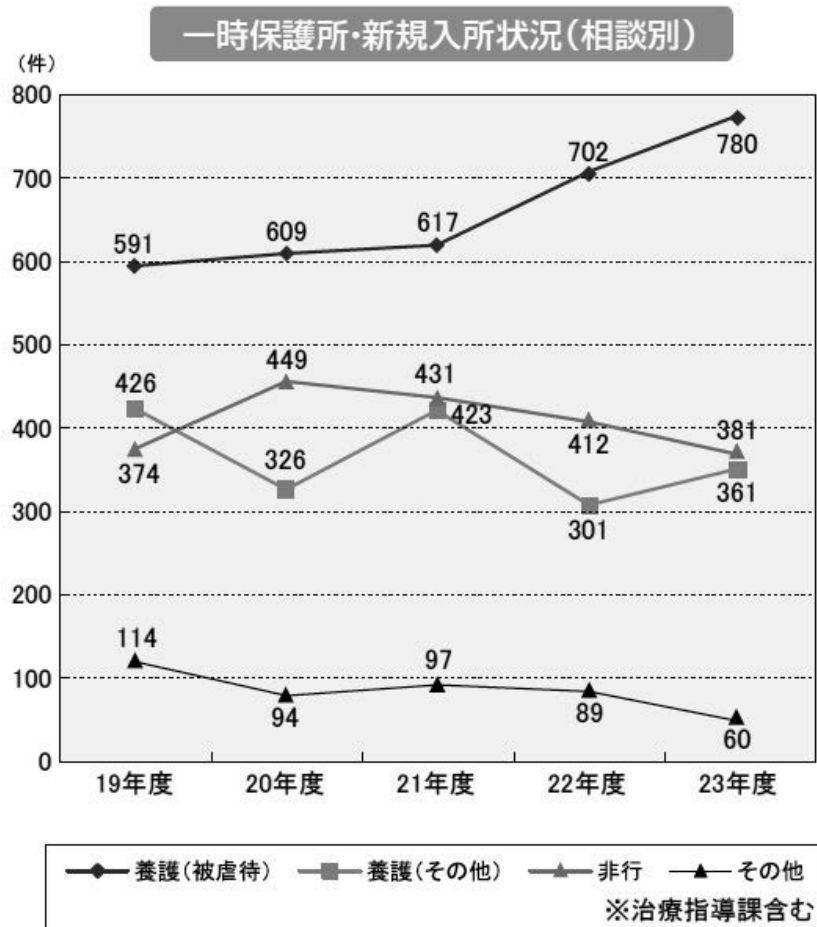
【図表 3】



※28条家庭裁判所の審判による施設入所

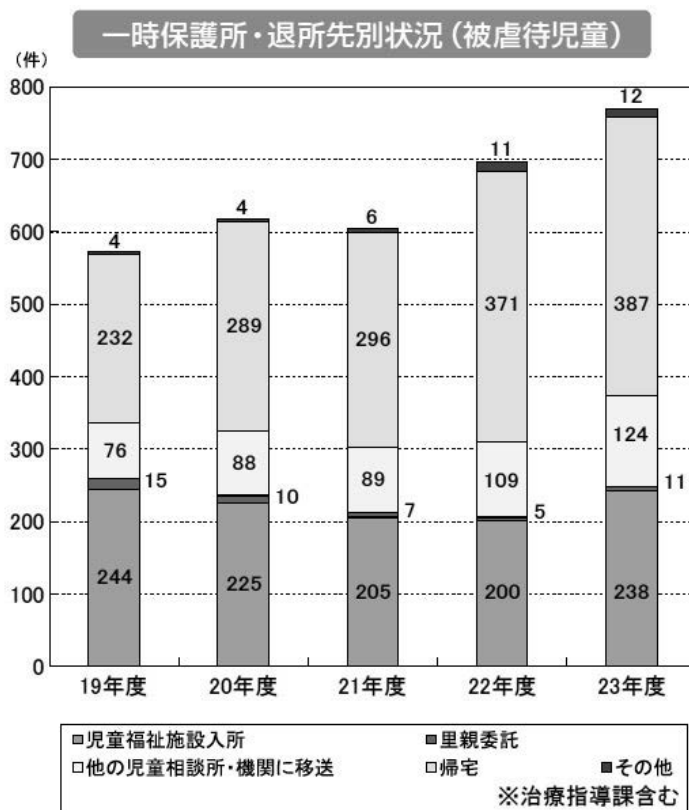
【出典】 みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし（2012年版）

【図表 4】



【出典】 みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし（2012年版）

【図表5】



【出典】 みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし（2012年版）

以上のことから、児童相談体制の更なる強化が求められており、具体的には児童福祉司の経験と専門性を担保するような取り組みが必要であるが、それ以上に地域での虐待相談現場における専門性の向上が急務となっており、現在も東京都が実施している先駆型子ども家庭支援センター事業や虐待対応コーディネーター、虐待対応ワーカーの配置の推進が求められている。

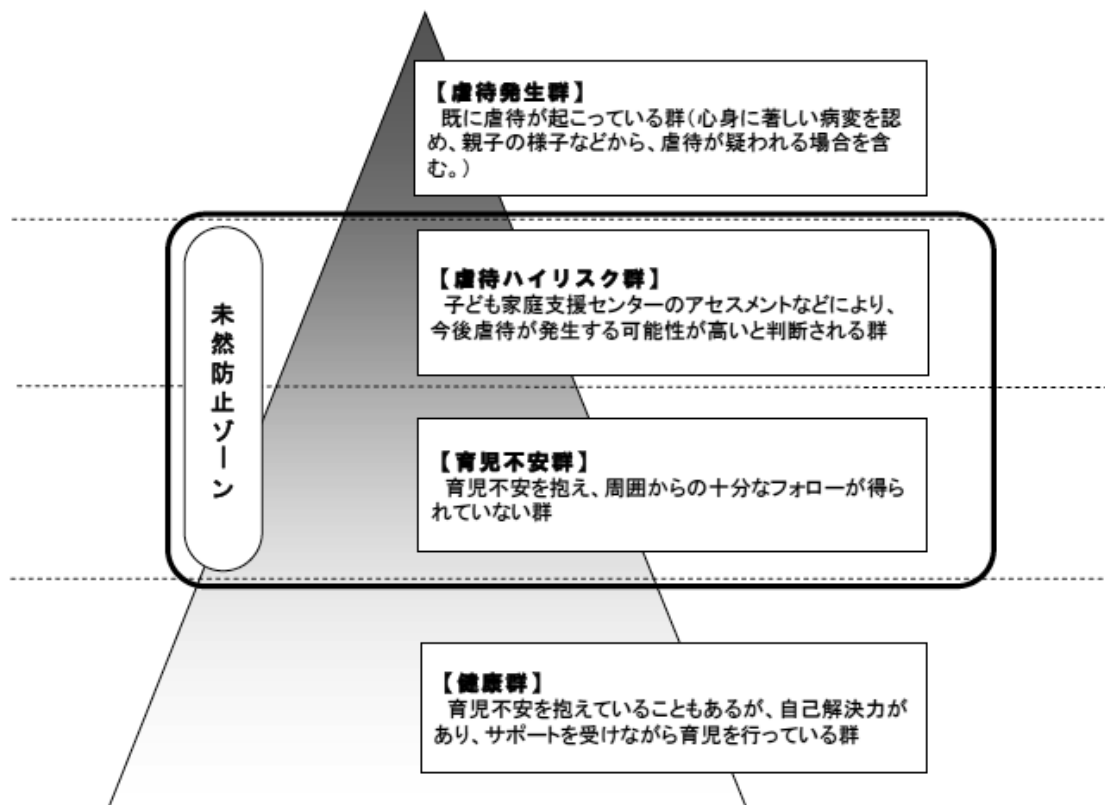
このような行政が主体となる相談とは別に、今後は民間の力も社会資源として活用する必要があると考える。なぜならば、日常生活から見守りをする体制を整えることが、虐待未然予防にとっては不可欠であると考えられるからである。具体的には高いレベルで子育て支援・養育のスキルを有する児童福祉施設を地域の子育て支援の拠点として位置付け機能を付置し、より地域に密着した支援体制を整えることや、民間団体や企業が行っている支援に家庭の見守り機能を付加させることが考えられる。

これらの社会資源を活用しながら、要保護児童対策地域協議会（要対協）等のネットワークを運用することで、より早期に密な対応が可能となると考えられる。

これらは平成24年9月に東京都児童福祉審議会から提出された「虐待から子どもたちを守るために―地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて―」（以下、「24.9児福審提言」）の趣旨とも沿うものであり、東京都は「24.9児福審提言」で提言されたものに対し、具体的な目標と方法を早期に提示し、着実に進捗管理をしていくことが求められている。

ただし、「24.9児福審提言」による提言は行政が取り組む虐待防止ゾーンを「虐待ハイリスク群」「育児不安群」として定めているが【図表6】、本来的な考え方から言えば、「健康群」が虐待防止ゾーンに移行することを防ぐことが虐待の未然予防であり、これについても民間の力を活用しながら、東京都として何らかの考え方を示すことが必要だと考える。

【図表 6】



【出典】「虐待から子どもたちを守るために一地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて」

提言Ⅲ－２ 既に虐待の被害を受けた児童及び加害をしてしまった保護者への支援の充実について

また、虐待の未然予防・早期対応だけでなく、既に虐待の被害を受けている児童や、加害してしまった保護者への支援もあわせて行う必要がある。

現在東京都には3,500人の被措置児童が児童養護施設や乳児院におり、養育家庭に委託された児童を含めると、4,000人に近い児童が社会的養護下に置かれていることになる。

これらの児童の多くは家庭復帰をするが、入所にいたるまでになんらかの虐待被害を受けていることがほとんどであり、そこからの回復をするためには専門的で手厚いケアを受ける必要がある。それを担っているのは児童福祉施設や里親であり、児童福祉施設および里親の施策を充実してレベルアップにすることが、ひいてはそこで暮らす児童への支援の向上につながるのである。

また、何とかして家庭復帰につなげたとしても、虐待の再被害の可能性もある。他県の事例ではあるが、施設から家庭復帰をした後に虐待の再被害にあった結果死亡したという事例も発生している。

厚生労働省社会保障審議会からは、環境が大きく変わった直後は児童も保護者も不安定になりやすく、そこで現れる問題行動が再度の虐待につながることも要因として報告されている。児童相談所は虐待対応の第一線であり、今すぐにも失われかねない命を守るために昼夜業務を遂行している。しかし、だからといって措置（委託）解除後のアフターケアを行う必要がないというわけではない。むしろ児童福祉法が定める18歳までは再度虐待が行われないための見守り支援が必要不可欠である。

上記から、自立支援とは別の視点から、子どもと保護者双方への措置（委託）中の支援および解除後の虐待の再発防止を含む家族再統合への支援を、施設等や民間団体と協働しながら充実させることが必要であり、またその体制作りをすることが急務であると考えられる。